区分		確認申請∙計画通知				中間検査申請	完了検査申請·工事完了通知		
建	床面積の合計	①基本額	領 ②加算額(省エネ仕様基準)			準)		十	
			1戸類	建ての住宅	共同住宅等 (1戸建て以外の住宅)			中間検査あり	り 中間検査なし
	30㎡以下	10,000] 200 ㎡ 未満 	10,000	4戸以下	34,000	13,000	17,000	18,000
	30㎡を超え100㎡以下	17,000					17,000	24,000	26,000
	100㎡を超え200㎡以下	28,000			5戸以上 15戸以下	75,000	24,000	37,000	40,000
建築物	200㎡を超え300㎡以下	35,000	_				32,000	38,000	41,000
	300㎡を超え1,000㎡以下	71,000	200㎡ 以上		16戸以上 45戸以下	94,000	50,000	54,000	55,000
	1,000㎡を超え2,000㎡以下	121,000					68,000	77,000	79,000
	2,000㎡を超え10,000㎡以下	250,000			46戸以上	132,000	170,000	180,000	190,000
	10,000㎡を超え50,000㎡以下	450,000					280,000	320,000	330,000
	50,000㎡を超えるもの	610,000			 		580,000	590,000	600,000
建築物以外		確認申請∙計画通知			左記の計画変更		完了検査申請·工事完了通知		
	建築設備(小荷物昇降機を除く)	14,000			8,000			22,000	
	小荷物専用昇降機	7,000			5,000			14,000	
	工作物	12,000			7,000			16,000	

備考

- ・②は、住宅の新築・増築・改築で、外皮性能及び一次エネルギー消費量の適合性を仕様基準とし、適合判定通知書(又はその写し)の添付がない場合に、加算する。
- 同一敷地内の移転、大規模の修繕、大規模の模様替、用途変更の場合、当該部分の床面積の2分の1 (計画変更は、当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1)
- 建築物の計画の変更をする場合、当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1(床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積)
- ②加算における計画変更の場合、1戸建て住宅は5,000円を、共同住宅等は(4戸以下17.000円、5~15戸37,000円、16~45戸47,000円、46戸以上66,000円)を加算する。

詳しくは岩国市手数料条例をご確認ください。